

総務省における環境配慮の方針の点検結果について

平成 19 年 11 月

総務省では、平成15年3月27日に「総務省環境配慮の方針」を策定し、環境問題に係る施策を総合的かつ計画的に展開していくこととしています。

この度、18年度に講じた施策について進捗状況の点検を行うとともに、課題及び今後の方向性についてとりまとめました。本方針に基づき、引き続き環境問題への取組を推進していきます。

※ 本公表をもって、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）第6条に基づく公表としています。

1 情報通信を活用した環境負荷の削減等

環境基本計画は、情報通信技術の革新が、我が国の経済社会システムの高度化、生産活動や生活様式の変革を通じて、環境負荷の削減に大きく寄与することが期待されるとしています。そこで、総務省は、情報通信技術を利用することにより、高度道路交通システムの開発の推進、テレワーク等の交通代替手段の研究を推進することにより、環境負荷の削減を図るとともに、環境に関する計測技術やモニタリング手法等の新技術の開発を行っていきます。

施策の概要	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ テレワーク（情報通信技術を活用した、場所と時間にとらわれない柔軟な働き方）の普及を通じて、交通代替による環境負荷の軽減を推進する。 <p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 渋滞、交通事故、環境悪化等道路交通問題の解決を図る高度道路交通システム（ITS）を推進する。 <p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 全地球的な大気環境に関する新計測技術開発の一環として、地球温暖化の予測や検出及び温室効果気体排出量計測に資するため、電波や光を高度有効利用し、衛星軌道上から雲や降水の状態を高精度に計測するリモートセンシング技術や二酸化炭素濃度の高精度計測のための基礎技術の研究開発を実施する。
-------	---

<p>実施状況</p>	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ テレワークシステムの構築及び運用時における情報セキュリティ上の対策を示したガイドラインについて、ファイル交換ソフトによる情報漏えい事故等を踏まえて、一部改訂を行い周知・啓発を行った。 ○ 平成 18 年 10 月より、少子高齢化対策の観点から、育児・介護に携わる職員を対象に、中央省庁では初めてテレワーク（在宅勤務）を本格導入した。 ○ 産学官からなる「テレワーク推進フォーラム」の活動と連携を図りつつ、施策の実施を行った。 <p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車・道路・人を有機的に結合し、いつでも・どこでも・誰でも・何でも・特別な操作なく情報を利用できるユビキタス ITS の実現のための研究開発を行った。 <p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人情報通信研究機構において、全球の降水観測を行う GPM(Global Precipitation Measurement) 計画における主衛星搭載用 Ka 帯降水レーダー(KaPR) の開発モデルの開発と試験を実施した。 また、全球の雲観測を行う EarthCARE 計画における搭載用 94GHz 帯雲レーダーの開発において、アンテナ給電部等の試験および送受信部の部分試作等を行った。さらに、二酸化炭素等の温室効果気体排出量の高精度計測のための基礎技術として、ライダーを利用した計測手法の基礎技術開発を実施した。
<p>課題及び今後の方向性</p>	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安心・安全なテレワークシステムの普及を推進するため税制措置及び実証実験を実施する。 ○ テレワーク実施状況を把握・検証した上で、対象職員の拡大を検討する。 ○ テレワーク推進フォーラムの活動と連携を図り、産学官一体によるテレワークの推進を図る。 <p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ユビキタス ITS の実現に向けて、車車間通信技術や路車間通信技術、地上デジタル放送による道路交通情報配信技術の確立に向けた研究開発を推進する。 <p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ GPM 計画や EarthCARE 計画におけるレーダー開発を引き続き実施し、エンジニアリングモデルの開発や試験、地上校正システムおよびアルゴリズム開発等を実施する。二酸化炭素排出量の高精度計測のために、ライダー技術を用いた計測技術の開発と地上試験を行う。

2 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制

情報通信技術の革新は、環境負荷の削減に寄与する反面、情報化の進展により節減された時間や所得が振り向けられる経済活動のあり方や、情報化を支える情報通信インフラや情報機器の利用などによって、二酸化炭素排出量の増加等、新たな環境負荷が発生する可能性もあると考えます。

総務省は、こうした状況にかんがみ、「情報通信を活用した地球環境問題への対応」（平成 10 年 5 月 電気通信審議会答申）及び「地球温暖化対策推進大綱」（平成 14 年 3 月 地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、情報通信審議会において、省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための情報通信業界団体の自主行動計画のフォローアップを行っているところですが、今後もこれを継続していきます。

また、情報通信インフラ・機器の省エネルギー化等をさらに進めるために、技術的な検討を行っていきます。

施策の概要	<p>【業界団体に対する働きかけ】</p> <p>○ 情報通信審議会において、省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための通信・放送関係団体の自主行動計画のフォローアップを実施する。</p>
実施状況	<p>【業界団体に対する働きかけ】</p> <p>○ 総務省において6業界団体(※)に対するアンケート調査を実施し、各団体の環境自主行動計画の進捗状況について平成19年1月9日情報通信審議会総会において報告した。</p> <p>※(社)電気通信事業者協会、(社)テレコムサービス協会、(社)日本民間放送連盟、(社)日本ケーブルテレビ連盟、(社)衛星放送協会、日本放送協会</p>
課題及び今後の方向性	<p>【業界団体に対する働きかけ】</p> <p>○ 引き続き、各団体の自主行動計画のフォローアップを実施するとともに、自主行動計画を策定していない事業者に対する業界団体からの周知広報、各事業者の自主行動計画の積極的な策定、公表等の働きかけを行う。</p>

3 消防防災分野における環境問題への対応

総務省は、消防防災分野における環境問題への対応として、環境負荷の削減等に加え、各種の環境対策の推進に伴って必要となる安全の確保対策を進めています。具体的には、消火器・防災物品等のリサイクルの推進、ハロン消火剤等の抑制対策の推進、地下に埋設される危険物施設(タンク)の安全・環境対策の推進を行うとともに、燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進、廃棄物処理施設における火災予防や消火技術等の研究などを行います。

施策の概要	<p>【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】</p> <p>○ 政府のミレニアム・プロジェクト(平成12年度～平成16年度)の一環として確立した消火器・防災物品のリサイクル技術の活用に向けた検討を実施する。</p> <p>【ハロン消火剤の抑制対策】</p> <p>○ オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、国際会議等の動向をふまえつつ、ハロン消火剤及びハロン代替消火剤の使用抑制、有効な回収・再利用、適正な設置・維持を図る。</p> <p>【燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進】</p> <p>○ 環境対策及び新エネルギー対策等の観点から普及が期待されている燃料電池の普及のため、新たな技術に基づき開発が進みつつある定置式燃料電池について、火災予防上必要な対策の技術基準等の検討を行う。また、燃料電池自動車の普及に不可欠である水素充填設備を設置する危険物施設の安全対策を確立する。</p> <p>【再生資源燃料の安全対策】</p> <p>○ RDF(ごみ固形化燃料)は「再生資源燃料」として火災予防条例により安全対策が講じられているところであるが、RDF以外の再生資源燃料や、これに類する燃料について、物性や危険性及び使用実態を把握し、具体的な安全対策を確立する。</p> <p>【危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備】</p> <p>○ 危険物施設においては腐食等劣化に起因する漏えい事故が近年増加していることを踏まえ、危険物施設の維持管理コストを合理化しつつ、事故防止を図るため、危険物施設の腐食・劣化に関する評価手法の開発及びこれに必要なデータベースの整備を図る。</p>
-------	---

<p>実施状況</p>	<p>【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 15 年 11 月から認定されているエコマーク消火器の普及、グリーン調達制度及び広域認定制度の活用について関係団体と調整を図りながら、廃消火器の回収率の向上（H17：48% → H18：64%）が図られている。 また、防災物品については、これまでの検討結果を踏まえ、民間の自主的な取組が実施されている。 <p>【ハロン消火剤の抑制対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハロン消火剤について適切な運用と管理を図ることに加え、ハロン代替消火剤及び二酸化炭素の適正な設置・維持について検討を行うとともに、これらの使用抑制に係る国際動向の把握等を行った。 <p>【燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定置式燃料電池の技術基準の更なる整備について検討を実施した。 ○ 危険物施設に水素充填設備を設置する場合の安全対策の検討を実施した。 <p>【再生資源燃料の安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生資源燃料等について、その種類、取扱い実態、性状及び危険要因の把握を行い、安全対策の検討を実施した。 <p>【危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下に埋設されている地下タンク等に関して土壌診断等統計的手法により収集したデータに基づいて、周辺土壌の状況と地下タンク等の腐食・劣化の状況との関連性を整理・分析し、地下タンク等の腐食・劣化評価手法を提案した。
<p>課題及び今後の方向性</p>	<p>【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き関係団体と調整を図りながら、消火器・防災物品のリサイクルの推進を目指す。 <p>【ハロン消火剤の抑制対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、ハロン消火剤について適切な運用と管理を図ることに加え、ハロン代替消火剤及び二酸化炭素の適正な設置・維持について検討を行うとともに、これらの使用抑制に係る国際動向の把握等を実施する。 <p>【燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定置式燃料電池の技術基準を整備し、適切な運用を図る。 ○ 水素充填設備の普及状況を踏まえ、未検討の危険物施設等に水素充填設備を設置する場合の安全対策の検討を行う。 <p>【再生資源燃料の安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、再生資源燃料等の危険要因の把握を行い、具体的な安全対策を検討することに加え、廃棄物処理システムの実態の把握を行う。 <p>【危険物施設に関する腐食・劣化評価手法の開発・導入環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでに収集した地下タンク等のデータ及び腐食・劣化評価手法に係る検討結果を踏まえ、危険物施設の設置環境等にも配慮した腐食防止・抑制対策を講じるとともに、資源の有効活用、廃棄物の削減等の観点から、地下タンク等を補修し、継続して使用するための方策を確立する。

4 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進

環境基本計画では、国は、同計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じることとされております。総務省は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるように努めていきます。

<p>施策の概要</p>	<p>【地方財政措置の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。 <p>【自動車税のグリーン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の小さい自動車の一層の普及を図るため、自動車税のグリーン化及び自動車取得税の低燃費車特例を講ずる。
<p>実施状況</p>	<p>【地方財政措置の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域環境保全・創造事業として、地球温暖化防止対策を充実するとともに、自然と共生可能な地域づくりを図るために地方公共団体において実施される取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に所要の地方財政措置を講じた。 (事業内容) 地方公共団体の環境物品の調達推進を図るための方針策定 ダイオキシン類等有害化学物質調査 等 ○ リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、所要の地方財政措置を講じた。 (事業内容) 市町村における分別収集・リサイクル事業 住民の理解増進のための広報・啓発活動 等 <p>【自動車税のグリーン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ より環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、平成 18 年度から、自動車税の軽減措置の対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たしたものに重点化。また、新車登録から一定年数を経過した自動車に対しては、引き続き自動車税を重課。 ○ より環境負荷の小さい自動車の普及を図るため、平成 18 年度から、低燃費車に対する自動車取得税の特例措置の対象を一定の排出ガス性能及び燃費性能を満たしたものに重点化。また、特例による控除の区分を 30 万円と 15 万円に変更（従来は 30 万円と 20 万円）。
<p>課題及び今後の方向性</p>	<p>【地方財政措置の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、地域環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に所要の地方財政措置を講じる。 <p>【自動車税のグリーン化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 19 年度末まで引き続き現行の自動車税のグリーン化及び自動車取得税の低燃費車特例を講じる。

5 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

総務省は、通常の経済活動の主体として行う行動についても、環境配慮を適切に織り込んでいくことによって、環境への負荷をさらに低減していきます。

既に、平成 10 年 10 月に地球温暖化の推進に関する法律、平成 12 年 5 月にはグリーン購入法が制定され、経済主体としての国の活動に環境配慮を織り込んでいく取組が進められているところですが、総務省としても、グリーン購入法の適切な実施を推進するため、環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画の推進・点検体制を定めることにより、本計画の適切な実施に努めていきます。

施策の概要	<p>【総務省の物品調達】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)の適切な実施を推進するため、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(調達方針)を策定・公表し、環境に配慮した物品等の調達を実施する。 <p>【地球温暖化対策】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」(平成 17 年 4 月 28 日閣議決定)に基づき、地球温暖化対策を実施する。
-------	--

実施状況

【総務省の物品調達】

- 平成 18 年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（調達方針）を、平成 18 年 4 月 3 日に策定・公表。調達方針に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めた。

平成 18 年度の調達実績においては、調達方針に定められた目標を、調達実績のなかった 73 品目を除く 141 品目中 104 品目について 100%を達成し、19 品目について達成率 95%以上であった。

【地球温暖化対策】

- 平成 18 年度における政府実行計画の実施状況は以下のとおり。

項目	平成 18 年度目標	単位	平成 13 年度	平成 18 年度
公用車の燃料使用量	平成 13 年度比で概ね 85%以下	GJ	8,640	8,310
用紙の使用量	平成 13 年度比で増加させない	トン	1,894	694
事務所の単位面積当たり電力消費量	平成 13 年度比で概ね 90%以下	kWh/m ²	146.6	132
エネルギー供給設備等における燃料使用量	平成 13 年度比で増加させない	GJ	63,213	48,425
単位面積当たりの上水使用量	平成 13 年度比で 90%以下	m ³ /m ²	1.04	0.92
廃棄物の量	平成 13 年度比で概ね 75%以下	トン	685	478
可燃ごみの量	平成 13 年度比で概ね 60%以下	トン	587	271
温室効果ガスの総排出量	平成 13 年度比で 7%削減	トン CO ₂	14,320	12,961

課題及び今後の方向性

【総務省の物品調達】

- 紙類、文具類において、国の基準より高い水準の環境物品を調達できたものもあったが、平成 18 年度から導入された紙・木質製品に係る判断基準である、原料である原木が合法的に伐採されたものであることの証明が得られないため、目標の達成率は前年度より低下した面があった。今後とも、調達目標を達成する品目が増えるようさらに努めてまいりたい。
- 平成 19 年度以降についても、グリーン購入法に基づき、毎年度、調達方針の策定・公表、調達実績の公表・環境大臣への通知を行うとともに、調達方針に基づいた環境物品等の調達を引き続き実施。

【地球温暖化対策】

- 平成 19 年度～24 年度の期間における新たな政府の実行計画が本年 3 月 30 日に閣議決定されたことに基づいて、新たな総務省実施計画の策定を進める。